

「被扶養者申請手続きの手引 令和7年10月改訂版」の主な改訂箇所

「新」に記載の内容は_____が一部追加・訂正したもの。_____がないものは文章全体を訂正または追加したもの。

番号	頁	項目・主な内容	小項目・場所	旧	新	備考
1	1	冊子タイトル		被扶養者申請手続きの手引き 令和7年4月改訂版 (2025年)	被扶養者申請手続きの手引き 令和7年10月改訂版 (2025年)	色を黄色に変更
2	5	被扶養者となる人（申請対象者）の収入の限度額		被扶養者となる人（申請対象者）の収入限度額	被扶養者となる人（申請対象者）の収入限度額（令和7年10月1日適用開始）	追加
3	5	被扶養者となる人（申請対象者）の収入の限度額	表		② 19歳以上23歳未満（19歳を迎える年の1月1日～ 22歳を迎える年の12月31日まで） ※配偶者除く 年間収入150万円未満 月額収入目安額120,000円	表に19歳以上23歳未満の収入限度額の項目を追加
4	5	被保険者との世帯関係・収入・送金額（仕送り）	被保険者と被扶養者となる人（申請対象者）が同居		※ただし、申請対象者の年収が被保険者の収入の1/2未満を超過した場合で、申請対象者の収入が年間収入限度額未満かつ被保険者の収入を上回らないときに限り、配偶者と子供については、被扶養者資格を認めることとします。	※を追加
5	5	健康保険の収入は税法上の定義と違います		健康保険法上の収入とは、税法上の定義とは異なり、課税・非課税を問わずに継続的 <u>または一時的</u> に受け取る現金、現物収入（交通費等）の全てです。	健康保険法上の収入とは、税法上の定義とは異なり、課税・非課税を問わずに継続的に受け取る現金、現物収入（交通費等）の全てです。	一時的を削除
6	6	収入や送金額の審査のポイント	●被扶養者となる人の収入		※ただし、申請対象者の年収が被保険者の収入の1/2未満を超過した場合で、申請対象者の収入が年間収入限度額未満かつ被保険者の収入を上回らないときに限り、配偶者と子供については、被扶養者資格を認めることとします。	※を追加
7	6	具体的な収入・送金額の審査結果の例	事例3	被保険者の収入の1/2未満 ×	被保険者の収入の1/2未満 ○	×→○に変更
8	10	失業給付の場合	失業給付の日額限度額		19歳以上23歳未満 150万円未満 日額（年間収入の360分の1） 4,000円未満	表に19歳以上23歳未満の収入限度額の項目を追加
9	15	⑥その他	⑳給与支払（見込）証明書	※実績金額が1カ月でも月額108,334円未満（60歳以上または年金受給者は150,000円未満）を超過していた場合は認定取り消しとなります。		※を削除
10	16	⑤収入について	㉑給与明細書㉒	※実績金額が1カ月でも月額108,334円未満（60歳以上または年金受給者は150,000円未満）を超過していた場合は認定取り消しとなります。		※を削除